特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第５項で準用する第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成28年７月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 28 年７月 11 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人悠藍睦会

３　代表者の氏名

君嶋　昇

４　主たる事務所の所在地

妙高市大字姫川原 544 番地６

５　定款に記載された目的

この法人は、地域に住む障害のある方・福祉サービス利用者に対して、地域生活支援や就労支援事業を行い、障害者の自立した地域生活への実現に寄与し、事業を通じて地域住民、市民への障害者理解を深める事を目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

７　定款の変更内容

変　　更　　後	変　　更　　前
（事業） 第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業<u>及び相談支援事業</u>	（事業） 第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業